



部内限

基発第191号

平成11年4月1日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための  
監督指導等について

自動車運転者の労働時間等の労働条件確保対策については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）に基づき推進しているところであり、その運用については、平成9年3月1日付け基発第143号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（以下「143号通達」という。）をもって指示するとともに、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保のための監督指導等については、平成9年3月26日付け基発第203号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための当面の監督指導等について」（以下「203号通達」という。）に基づき行ってきたが、週40時間労働制の定着のための指導期間が本年3月31日をもって終了したことから、本年4月1日以後は下記によることとしたので、遺憾なきを期されたい。

なお、203号通達は本通達をもって廃止する。

記

1 監督指導等における基本的な考え方について

改善基準告示は、中央労働基準審議会自動車運転者労働時間問題小委員会での関係労使の代表の合意の下に策定されたものであり、まずもって労使自らがその適正な運用を図るべきものであることから、労働基準監督機関としては、関係労使の改



[Redacted]

(2) 監督指導対象事業場の選定に当たっての留意点

[Redacted]

イ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

ロ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

ハ [Redacted]  
[Redacted]

(3) 実施時期

監督指導の実施時期は、次のとおりとすること。

イ [Redacted]  
[Redacted]

ロ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

4

[Redacted]

次に掲げる事業場については、必要に応じ、時機を逸することなく監督指導を実施すること。

イ [Redacted]

ロ [Redacted]  
[Redacted]

ハ [Redacted]  
[Redacted]

[Redacted text block]

5 監督指導等に伴う措置について

- (1) 監督指導に当たっては、改善基準告示及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（以下「93号通達」という。）の記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」についてその徹底を図ることとし、改善基準告示に示す各事項に反する事案については、是正勧告書を交付すること。

なお、36協定における時間外・休日労働については、改善基準告示における拘束時間に則したものとなるよう指導することとし、その際、143号通達記の第2の6のモデル36協定を活用すること。

- (2) [Redacted text block]

- (3) 93号通達の記の第3の基準に適合していない事案については、その改善に指導票を交付すること。

- (4) 是正勧告書及び指導票の記載に当たっては、別紙「改善基準告示違反等に関する是正勧告書及び指導票の記載例」を参照すること。

- (5) [Redacted text block]

- (6) なお、監督指導等に伴う措置を行うに当たって以下の点に留意すること。

イ [Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ロ 改善基準告示に係る適用除外業務について、当該適用除外業務の有無及び有る場合の従事期間の確認に当たっては、平成9年3月26日付け基発第201号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について」の記の3において示した記録等をもってすれば足りること。

## 6 関係行政機関との連携について

- (1) 自動車運転者の労働条件改善のための陸運通報通達及び警察通報通達に基づく通報制度については、その円滑な運用に努めること。

なお、陸運通報通達の記の3の(1)における「道路運送法」を「道路運送法及び貨物自動車運送事業法」と読み替えること。

- (2) 陸運関係機関及び警察機関との連携を強化し、情報交換を行うなど効果的・効率的な行政の推進に努めること。

## 7 自動車運転者に係る36協定届等の受理について

- (1) 自動車運転者に係る36協定届が提出された場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定書（写）等添付された資料で改善基準告示に違反するものでないかどうかを審査するとともに、それが改善基準告示に違反するものである場合には、改善基準告示に則した協定となるようパンフレット等を活用し必要な指導を行うこと。

- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る労働基準法施行規則第66条による1年単位の変形労働時間制に関する協定が届け出られた場合には、平成9年2月14日付け基発第93号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」の記の5の(1)に基づき、年間所定休日日数を80日以上として、制度の導入前より所定休日日数を増加させることが望ましいものであることについて口頭で指導すること。

なお、指導に当たっては、強制にわたることのないよう留意すること。

おって、対象期間が3カ月を超えるものについては労働日数の限度が1年当たり280日とされたことから年間所定休日日数は85日（うるう日を含む場合には、86日）以上とすること。

(別紙)

改善基準告示違反等に関する是正勧告書及び指導票の記載例

I 改善基準告示違反と労働時間に係る法違反が認められる場合

[例1] 改善基準告示に則した36協定はあるが、時間外労働等が当該協定の範囲を超え、かつ、改善基準告示にも違反する場合

〈トラックの例〉

○ 自動車運転者について、法第36条第1項に基づく労使協定の限度を超えて時間外労働を行わせ、かつ、

① 1箇月の拘束時間が293時間を超えていること。(改善基準告示第4条第1項)

② 1日の最大拘束時間が16時間を超えていること。(改善基準告示第4条第1項)

[例2]

[Redacted text block]

II 改善基準告示違反であるが、労働時間に係る法違反が認められない場合

[例] 休息期間、運転時間、連続運転時間等について違反がある場合

〈タクシー(隔日勤務)の例〉

○ 隔日勤務の自動車運転者について、勤務と次の勤務との間に継続した20時間以上の休息期間を与えていないこと。(改善基準告示第2条第2項)

III 93号通達の記の第3の基準に適合していない場合

[例] 累進歩合制度が採用されている場合(93号通達の記の第3の1の(2)の口関係)

○ 累進歩合制度は問題があるので、労使間で検討の上、廃止すること。

IV 143号通達の記の第1の2に沿った記録の整備が行われていない場合

〈トラック・バスの例〉

○ 拘束時間及び運転時間の適正な管理が行われるよう台帳の作成等による記録の整備を図ること。